

第2 行政評価・監視結果

1 国民年金制度及び国民年金業務の運営の概要等

実 態	説明図表番号
<p>ア 公的年金制度としての国民年金と国民年金業務の運営主体</p> <p>国民年金制度は、全ての国民を対象に、老齢、障害又は死亡による所得の喪失又は減少により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする、政府が管掌する公的年金制度である。国民年金の保険者は政府（厚生労働省）であり、国民年金事業の財政責任と管理責任を負っているが、国民年金の適用、年金保険料の徴収、年金給付の裁定や給付等の事務の権限は、国民年金法（昭和34年法律第141号。以下「法」という。）及び日本年金機構法（平成19年法律第109号。以下「機構法」という。）の規定に基づき、厚生労働大臣から日本年金機構（以下「機構」という。）に委任又は委託されている。</p> <p>機構は、政府管掌年金制度に対する国民の信頼回復及び政府管掌年金制度の目的である国民生活の安定を確保するため、また、業務運営の効率化と国民サービスの向上を図るため、厚生労働省の外局として年金制度の実施を担ってきた社会保険庁を廃止し、公的年金の運営に関する業務（年金の適用、保険料の徴収、記録管理、相談、年金の裁定・給付等）を担うものとして、平成22年1月に設立された特殊法人である。</p> <p>機構の主たる事務所（機構本部）は東京都に置かれており、その内部組織としては、事業推進に関する全体管理等を担う事業推進統括部、国民年金事業の企画等を担う国民年金部、全国を15の地域に分け、当該地域内の年金事務所の行う業務の管理や指導等を行う地域部等の部等が置かれているほか、各種届書等の審査、入力、通知書等の作成、発送等を行う事務センターが置かれている（注）。また、従たる事務所として、全国312か所に年金事務所が置かれ、その管轄区域において、被保険者資格取得の届出の受理及び処理、保険料の収納等の事務を分掌している。</p> <p>（注）事務センターは、組織上は機構本部に属するが、実際には、全国18か所（平成30年4月1日現在）に置かれ、その管轄区域内の事務処理を行っている。</p> <p>また、機構の職員は非公務員とされ、民間企業的な人事・給与制度が導入される一方、職員に対して守秘義務が課される等、刑法の適用は公務員と同等に取り扱われることとされている。機構の職員は、正規職員、准職員、アソシエイト職員、特定業務契約職員、特定業務職員、アシスタント契約職員及びアシスタント職員の各職種に分類され、その定員は合計で2万2,059人（平成29年10月1日現在）となっている。</p>	<p>図表1-①</p> <p>図表1-②</p>
<p>イ 国民年金の被保険者</p>	

<p>国民年金制度においては、日本国内に住所を有する者は、本人の意志にかかわらず、一定の条件に該当するに至った日に被保険者資格を取得・喪失する（法第 7 条第 1 項、第 8 条及び第 9 条。いわゆる「強制加入」）。このほか、日本国内に住所を有さない等の事由で第 1 号被保険者から除外されている者や、一定年齢時に老齢基礎年金の受給資格要件を満たしていない者等は、本人の希望により、第 1 号被保険者として国民年金に加入することができる（法附則第 5 条第 1 項等。いわゆる「任意加入」）。</p>	<p>図表1-③ 図表1-④</p>
<p>ウ 国民年金の保険料</p>	
<p>国民年金制度は、保険料及びその運用益による積立金を有しつつも、一定期間の年金給付に必要な費用を、その期間の被保険者等が納める保険料等で賄う「賦課方式」を基本とした財政方式を採用しており、年金給付に必要な財源は、国庫負担（基礎年金に要する費用の 2 分の 1）と被保険者が納める保険料（平成 30 年度月額 1 万 6,340 円）等により賄われている（法第 85 条第 1 項及び第 87 条第 1 項）。</p>	<p>図表1-⑤</p>
<p>第 1 号被保険者は保険料を納付する義務を負い、世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を、また、配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う（法第 88 条）。毎月の保険料は、納付義務が免除されたとき又は保険料を前納した場合を除き、翌月末までに納付しなければならない（法第 91 条）。厚生労働大臣は、保険料を滞納する者（以下「未納者」という。）があるときは、期限を指定してこれを督促することができ、督促後、指定した期限までに保険料が納付されない場合には、国税滞納処分の例によってこれを処分することができる（法第 96 条第 1 項及び第 4 項）。</p>	
<p>一方、所得が低い等の理由で保険料を納めることが困難な場合等には、被保険者本人の申請等により、被保険者の属性や所得状況等によって、保険料の全額又は一部の納付が免除若しくは猶予される（法第 89 条第 1 項、第 90 条第 1 項、第 90 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 3 項並びに第 90 条の 3 第 1 項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 104 号。以下「16 年改正法」という。）附則第 19 条第 2 項並びに政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 64 号。以下「事業運営改善法」という。）附則第 14 条第 1 項）。</p>	<p>図表1-⑥ 図表1-⑦</p>
<p>エ 国民年金業務の運営の基本的な枠組み</p>	
<p>厚生労働大臣は、3 年以上 5 年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」といい、特段の注記がない限り、その期間が平成 26 年 4 月 1 日から 31 年 3 月 31 日までのものを指す。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならないこととされている（機構法第 33 条第 1 項）。機構は、この厚生労働大臣</p>	<p>図表1-⑧</p>

の指示を受け、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」といい、特段の注記がない限り、その期間が平成 26 年 4 月 1 日から 31 年 3 月 31 日までのものを指す。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない（機構法第 34 条第 1 項）、また、毎事業年度、中期計画に基づき、当該事業年度における業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととされている（機構法第 35 条）。

中期目標では、国民年金業務の運営について、①国民年金の適用を促進すること、②国民年金保険料の収納対策について、毎事業年度、数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画に基づき、効果的・効率的に推進し、現年度納付率（注）について前年実績を上回るよう努めること、③保険料納付のメリットについて理解を深めることなどによって自ら進んで納付する者を増やすとともに、負担能力のない者に対しては確実に免除・猶予を適用すること等を規定している。

（注）「現年度納付率」とは、現年度の納付月数（当該年度中（翌年度 4 月末まで）に実際に納付された月数）を、現年度の納付対象月数（当該年度の保険料として納付すべき月数であり、法定免除（法第 89 条第 1 項）、申請全額免除（法第 90 条第 1 項）、学生納付特例（法第 90 条の 3 第 1 項）及び納付猶予（16 年改正法附則第 19 条第 2 項、事業運営改善法附則第 14 条第 1 項）に係る月数を含まない。）で除した率である。

また、国民年金保険料の収納対策について、中期計画及び毎事業年度の年度計画では、効果的かつ効率的な納付督促の実施、強制徴収の厳正な執行、免除又は猶予制度の利用促進等、未納者属性に応じて、外部委託も活用した効果的な収納対策を進めること等を規定している。これらに基づき、機構は、毎事業年度、「国民年金保険料収納対策にかかる行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、機構全体の保険料収納対策に係る数値目標を掲げるとともに、中期目標の達成に向けた各種の取組について規定している。

さらに、保険料の収納に関する業務のうち、納付書や特別催告状等の送付、一定の所得がありながら長期間滞納している者からの強制徴収の実施等を除いた、未納者への文書送付、電話、戸別訪問等による納付督促業務は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく官民競争入札・民間競争入札（いわゆる市場化テスト）を活用し、民間事業者に委託している（以下、この未納者への納付督促業務を行っている民間事業者を「受託事業者」という。）。

オ 国民年金業務の運営の現状と課題

公的年金制度の基礎部分である国民年金制度については、引き続き、的確な業務運営が求められるが、現状において、次のような課題があると考えられる。

図表1-⑨

図表1-⑩

図表1-⑪

図表1-⑫

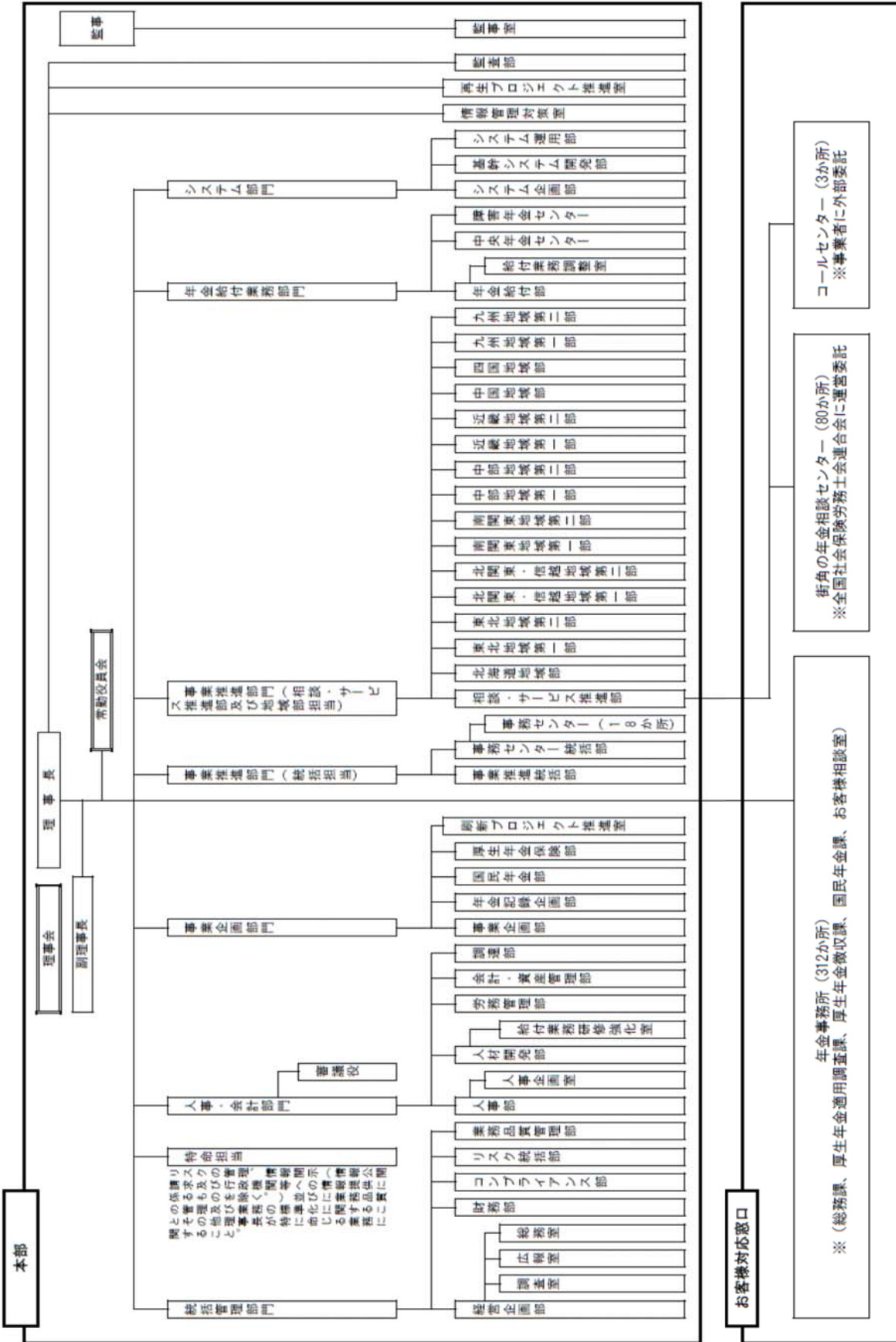
図表1-⑬

<p>① 国民年金保険料の現年度納付率は、保険料の負担能力が低い者の増加、年金制度の将来や年金業務の運営への信頼性の低下等もあって、平成4年度の85.7%をピークに下降し、23年度には58.6%にまで低下したが、近年、再び上昇傾向にあり、29年度は66.3%まで回復しており、引き続き、その更なる向上が求められている（項目2参照）。</p> <p>② 一方、保険料の納付が全額免除又は猶予されている者の数は、保険料の負担能力が低い者の増加、免除・猶予制度の拡大等もあって、おおむね増加傾向にあり、昭和61年度には226万人（第1号被保険者数（任意加入者数を除く。）の11.9%）であったが、平成29年度には574万人（同38.7%）まで増加している。引き続き、保険料の負担能力が低い者が保険料を納付せず、無年金者となることを防ぐ必要がある一方、免除・猶予の適用を受けた期間がある場合、将来受け取ることができる年金額が減少することから、将来の低年金者の発生を抑制する取組の促進も重要であると考えられる（項目3参照）。</p>	<p>図表1-⑭</p>
<p>③ 「国民年金被保険者実態調査」（平成27年12月厚生労働省）の結果によると、未納者が保険料を納付しない理由について、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した者の割合が71.9%と最も多く、また、保険料を納めていないことについての意識について、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」と回答した者の割合が71.0%となっていることから、経済的事情が未納者の発生に大きく影響していることが推察される。しかし、保険料を納付しない理由に関しては、世帯の総所得金額が1,000万円以上であり経済的事情が比較的良い未納者の約半数（48.8%）が「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答している等、必ずしも経済的事情だけが未納の原因であるとは考えられない状況もうかがえる。加えて、保険料を納めていないことについての意識に関しても、「国民年金はあてにしていなくて納める考えはない」や「年金制度や厚生労働省・日本年金機構は信用できないので納める考えはない」と回答している者（世帯の総所得金額1,000万円以上の未納者）の割合が合わせて14.3%となっており、未納者の発生には、被保険者の経済的事情だけでなく、年金制度や年金業務の運営への信頼度も影響を及ぼしていると考えられる。</p>	<p>図表1-⑮</p>
<p>一方、機構における年金業務の運営については、平成27年5月に、外部からの標的型メールにより年金個人情報外部に流出した事件が発生したほか、本行政評価・監視の実施期間中にも、振替加算の支給漏れが多数発生していた問題や、扶養親族等申告書等のデータ入力作業等の委託に起因して源泉徴収税額を正しく反映できず、正しい年金額が支払われなかった問題といった、年金業務の運営に対する信頼性を損ねると考えられる事案が発生している。これらの事案については、発生後、原因究明及び再発防止策の検討が進められ、改善措置が講じられているが、厚生労働省及び機構においては、今後同様の問題が発</p>	<p>図表1-⑯</p>

生し、年金業務の運営に対する国民の信頼性を損ねることがないように、改善措置の実施状況を確実にフォローアップしていく等の取組が求められる。

これらを踏まえると、年金業務の運営に対する国民の信頼性を向上させていくことも重要な課題であると考えられる（項目 4 参照）。

図表 1-① 機構の組織（平成30年4月1日現在）



(注) 機構の資料による。

図表 1-② 機構の職員（平成 29 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

職種	業務内容	1 回の 契約期間	契約更新 可能回数	通算契約 期間限度	定員		現在員			欠員		
					本部	年金 事務所	内訳	本部	年金 事務所			
正規職員	適用、保険料徴収、記録管理、年金相談、裁定及び給付、年金業務システムの開発・運用 等	(無期)	—	—	11,291	3,913	7,378	11,211	10,928	4,015	6,913	80
准職員	正規職員に準ずる業務	3 年以内	4 回	7 年					283	27	256	
アシエ イト職員	正規職員に準ずる業務 (一部制限あり)	3 年以内	4 回	7 年	122	122	0	70	—	70	0	52
特定業務 契約職員	年金制度の説明、届出勸奨、年金相談・照会等の処理 等 (滞納処分や保険料の徴収は不可、雇用契約の際に業務を特定)	3 年以内	4 回	5 年	10,243	3,358	6,885	9,619	7,096	2,294	4,802	624
特定業務 職員		(無期)	—	—					2,523	632	1,891	
アシスタ ント契約 職員	各種届出受付、定型的な補助業務 等	3 年以内	2 回	5 年	403	95	308	326	258	46	212	77
アシスタ ント職員		(無期)	—	—					68	10	58	
計					22,059	7,488	14,571	21,226	—	7,094	14,132	833

(注) 1 機構の資料に基づき、当省が作成した。

2 役員 10 人を含む。

図表 1-③ 被保険者資格に関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

（被保険者の資格）

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

- 一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて次号及び第三号のいずれにも該当しないもの（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（以下「厚生年金保険法に基づく老齢給付等」という。）を受けることができる者を除く。以下「第一号被保険者」という。）
- 二 厚生年金保険の被保険者（以下「第二号被保険者」という。）
- 三 第二号被保険者の配偶者であつて主として第二号被保険者の収入により生計を維持するもの（第二号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち二十歳以上六十歳未満のもの（以下「第三号被保険者」という。）

2・3 （略）

（資格取得の時期）

第 8 条 前条の規定による被保険者は、同条第一項第二号及び第三号のいずれにも該当しない者については第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つた日に、二十歳未満の者又は六十歳以上の者については第四号に該当するに至つた日に、その他の者については同号又は第五号のいずれかに該当するに至つた日に、それぞれ被保険者の資格を取得する。

- 一 二十歳に達したとき。
- 二 日本国内に住所を有するに至つたとき。
- 三 厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者でなくなつたとき。
- 四 厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき。
- 五 被扶養配偶者となつたとき。

（資格喪失の時期）

第 9 条 第七条の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第二号に該当するに至つた日に更に第七条第一項第二号若しくは第三号に該当するに至つたとき又は第三号から第五号までのいずれかに該当するに至つたときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。

- 一 死亡したとき。
- 二 日本国内に住所を有しなくなつたとき（第七条第一項第二号又は第三号に該当するときに除く。）。
- 三 六十歳に達したとき（第七条第一項第二号に該当するときに除く。）。
- 四 厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者となつたとき（第七条第一項第二号又は第三号に該当するときに除く。）。
- 五 厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したとき（第七条第一項各号のいずれかに該当するときに除く。）。

六 被扶養配偶者でなくなつたとき（第七条第一項第一号又は第二号に該当するときを除く。）。

附 則

（任意加入被保険者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者（第二号被保険者及び第三号被保険者を除く。）は、第七条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、被保険者となることができる。

一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて、厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができるもの

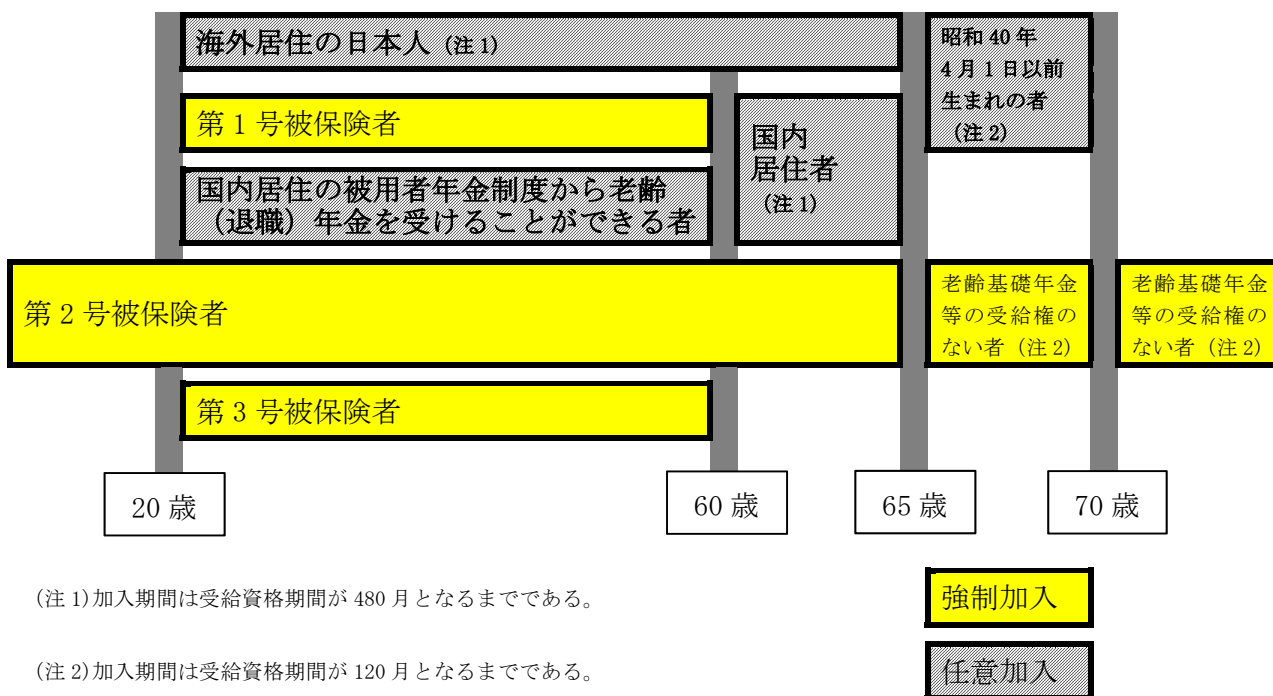
二 日本国内に住所を有する六十歳以上六十五歳未満の者

三 日本国籍を有する者その他政令で定める者であつて、日本国内に住所を有しない二十歳以上六十五歳未満のもの

2～14 （略）

図表 1-④ 強制加入の被保険者

種別	該当する者
第 1 号被保険者 (法第 7 条第 1 項 第 1 号)	日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者であつて、第 2 号被保険者及び第 3 号被保険者のいずれにも該当しないもの (厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるものを受けることができる者を除く。)
第 2 号被保険者 (法第 7 条第 1 項 第 2 号)	厚生年金保険の被保険者
第 3 号被保険者 (法第 7 条第 1 項 第 3 号)	第 2 号被保険者の配偶者であつて主として第 2 号被保険者の収入により生計を維持するもの (第 2 号被保険者である者を除く。) のうち 20 歳以上 60 歳未満のもの



(参考) 平成 29 年度末における公的年金の加入状況

未加入者	公的年金加入者 6,731 万人		
	第 1 号被保険者 1,505 万人	第 2 号被保険者 4,356 万人	第 3 号被保険者 870 万人

(注) 機構の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1-⑤ 保険料に関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

（国庫負担）

第 85 条 国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用（次項に規定する費用を除く。）に充てるため、次に掲げる額を負担する。

- 一 当該年度における基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金をいう。以下同じ。）の給付に要する費用の総額（次号及び第三号に掲げる額を除く。以下「保険料・拠出金算定対象額」という。）から第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数を基礎として計算したものを控除して得た額に、一から各政府及び実施機関に係る第九十四条の三第一項に規定する政令で定めるところにより算定した率を合算した率を控除して得た率を乗じて得た額の二分の一に相当する額

二・三 （略）

2 （略）

（保険料）

第 87 条 政府は、国民年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3～6 （略）

（保険料の納付義務）

第 88 条 被保険者は、保険料を納付しなければならない。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

（保険料の納期限）

第 91 条 毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない。

（督促及び滞納処分）

第 96 条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促することができる。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。

5・6 （略）

図表 1-⑥ 保険料の免除・納付猶予に関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

第 89 条 被保険者（第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける被保険者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたものを除き、納付することを要しない。 **【当省注：法定免除】**

- 一 障害基礎年金又は厚生年金保険法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの受給権者（最後に同法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した障害基礎年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る。）その他の政令で定める者を除く。）であるとき。
- 二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による生活扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。

2 （略）

第 90 条 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第三項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。 **【当省注：全**

額免除】

- 一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。以下この章において同じ。）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
- 二 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。
- 三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める障害者であつて、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が政令で定める額以下であるとき。
- 四 地方税法に定める寡婦であつて、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が前号に規定する政令で定める額以下であるとき。
- 五 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める

事由があるとき。

2～4 (略)

第90条の2 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（前条第一項若しくは次項若しくは第三項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、その四分之三を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料四分之三免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。 **【当省注：3/4 免除】**

- 一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
- 二 前条第一項第二号から第四号までに該当するとき。
- 三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（前条第一項若しくは前項若しくは次項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、その半額を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第五項に規定する保険料半額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。 **【当省注：**

半額免除】

- 一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
- 二 前条第一項第二号から第四号までに該当するとき。
- 三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

3 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（前条第一項若しくは前二項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、その四分の一を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第六項に規定する保険料四分の一免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。 **【当省注：**

1/4 免除】

- 一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 前条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

4～6 (略)

第 90 条の 3 次の各号のいずれかに該当する学生等である被保険者又は学生等であつた被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（学生等である期間又は学生等であつた期間に限る。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第三項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。 **【当省注：学生納付特例】**

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 第九十条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2・3 (略)

○ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 104 号）（抜粋）

附 則

（国民年金の保険料の免除の特例）

第 19 条 (略)

2 平成十八年七月から平成三十七年六月までの期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（第四条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る国民年金の保険料については、国民年金法第八十八条第一項の規定にかかわらず、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第四条の規定による改正後の国民年金法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。 **【当省注：納付猶予（30 歳未満）】**

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 第四条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 国民年金の保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

3～6 (略)

○ 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 64 号）（抜粋）

附 則

（国民年金の保険料の免除の特例）

第 14 条 平成二十八年七月から平成三十七年六月までの期間において、五十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間（三十歳に達した日の属する月以後の期間に限る。以下この項において同じ。）がある第一号被保険者又は第一号被保険者であった者であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は同法第九十条第一項に規定する学生等（以下この項において「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る国民年金の保険料については、同法第八十八条第一項の規定にかかわらず、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五条第三項に規定する保険料全額免除期間（同法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。 **【当省注：納付猶予（30 歳以上 50 歳未満）】**

一 当該保険料を納付することを要しないものとするべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 国民年金法第九十条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 国民年金の保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2～9 (略)

図表 1-⑦ 保険料の免除等の区分及びその概要

区分	免除等される額	年金額への反映	承認されるための要件
法定免除	全額	1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害基礎年金等の受給権者であること。 ・ 生活保護法による生活扶助を受けている者であること。 ・ ハンセン病療養所等の施設入所者であること。
全額免除	全額	1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年所得（本人・世帯主・配偶者）が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。 $(扶養親族等の数+1) \times 35 \text{ 万円} + 22 \text{ 万円}$ ・ 災害、失業等により保険料を納付することが著しく困難であること。
一部免除	3/4	5/8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年所得（本人・世帯主・配偶者）が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。 $78 \text{ 万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$ ・ 災害、失業等により保険料を納付することが著しく困難であること。
	半額	3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年所得（本人・世帯主・配偶者）が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。 $118 \text{ 万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$ ・ 災害、失業等により保険料を納付することが著しく困難であること。
	1/4	7/8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年所得（本人・世帯主・配偶者）が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。 $158 \text{ 万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$ ・ 災害、失業等により保険料を納付することが著しく困難であること。
学生納付特例	全額	反映なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等の学生であって、前年所得（本人のみ）が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。 $118 \text{ 万円} + \text{扶養親族等の数} \times 38 \text{ 万円} + \text{社会保険料控除額等}$ ・ 災害、失業等により保険料を納付することが著しく困難であること。
納付猶予	全額	反映なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳以上50歳未満の者であって、前年所得（本人・配偶者）が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。 $(扶養親族等の数+1) \times 35 \text{ 万円} + 22 \text{ 万円}$ ・ 災害、失業等により保険料を納付することが著しく困難であること。

(注) 法等に基づき、当省が作成した。

図表 1-⑧ 中期目標等に関する法令の規定

○ 日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）（抜粋）

（中期目標）

第 33 条 厚生労働大臣は、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で厚生労働大臣が定める期間をいう。第三十七条第一項において同じ。）
- 二 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の効率化に関する事項
- 四 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項

（中期計画）

第 34 条 機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためとるべき措置
- 四 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- 六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

（年度計画）

第 35 条 機構は、毎事業年度、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業年度における同条第二項各号に掲げる事項についての業務運営に関する計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

図表 1-⑨ 日本年金機構中期目標（平成 26 年 2 月 28 日（28 年 2 月 29 日変更））（抜粋）

日本年金機構法（平成19年法律第109号）第33条第1項の規定に基づき、日本年金機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のように定める。

前文

日本年金機構は、かつての社会保険庁が起こした様々な問題により、公的年金の業務運営に対する国民の不信を招き、その結果、新たな年金業務の担い手として設立された法人である。したがって、日本年金機構になって生まれ変わった、サービスが良くなったと国民から評価される組織とならなければならない。

日本年金機構は、これまで、年金の業務運営に対する国民の信頼回復という重責を果たすため、年金記録問題への対応に全力を注いできたが、第2期中期目標においては、年金記録問題の解決に向けて引き続き必要な対応を行っていくとともに、日本年金機構の基幹業務である、公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行い、国民にとって真に喜ばれる、質の高い業務運営に取り組むことを求める。

具体的には、従来からの懸案事項である国民年金保険料の収納対策や厚生年金保険・健康保険の適用となる可能性のある事業所（適用調査対象事業所）の的確な把握及び適用促進に力を注ぐとともに、年金記録の正確な管理の徹底や事務処理誤りの要因分析等を行い、間違いのない正確な年金の給付に努めることとされたい。

（以下略）

第1 中期目標の期間

- 日本年金機構の中期目標期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年とする。

第2 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 政府管掌年金事業の円滑な実施

（1）国民年金の適用促進及び保険料収納対策

- 国民年金の適用を促進すること。
- 国民年金保険料については、現在の納付率はなお低水準にとどまっており、速やかな引き上げが求められる。このため、収納対策について、以下の目標達成を図ること。
 - ・ 最終納付率について、現年度からの伸びを従来以上に確保する。
 - ・ 現年度納付率については、毎事業年度、数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画に基づき、効果的・効率的に推進し、前年実績を上回るよう努める。
- このため、保険料納付のメリットについて理解を深めることなどによって自ら進んで納付する者を増やすとともに、負担能力の無い者に対しては確実に免除・猶予を適用することとした上で、さらなる強制徴収の強化に取り組むこと。
- なお、適用促進及び収納対策の推進に当たっては、法定受託事務を担当する市区町村をはじめ、関係機関や事業主との協力・連携に十分留意すること。

図表 1-⑩ 中期計画及び年度計画

① 日本年金機構中期計画（平成 26 年 3 月 31 日（28 年 3 月 31 日・29 年 3 月 31 日変更））（抜粋）

日本年金機構法（平成19年法律第109号）第34条第1項の規定に基づき、日本年金機構が平成26年4月1日から平成31年3月31日までの中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 国民年金の適用・収納対策

(1) 国民年金の適用促進対策

以下の取組により、国民年金の適用の促進を図る。

- ① 住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳到達者について、届出がない場合の資格取得手続き等を確実に促進する。
- ② 転職者等の被保険者種別変更の届出について、事業主説明会等における周知、市区町村やハローワークと連携した届出勧奨、関係情報に基づく積極的な確認・勧奨により、適正な届出を促進する。また、健康保険組合及び共済組合からの情報を得て、適正な届出を促進する。
- ③ 国民健康保険の保険者である市区町村との連携により、適正な届出を促進する。

(2) 国民年金保険料収納対策

以下の取組により、現年度納付率については、行動計画に基づき、効果的・効率的に推進し、中期目標期間中に60%台半ばを目指す。また、国民年金保険料の最終納付率について、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す。

- ① 効果的かつ効率的な納付督促の実施、強制徴収の厳正な執行、免除又は猶予制度の利用促進等、未納者属性に応じて、外部委託も活用した効果的な収納対策を進める。当該取組に当たっては、毎事業年度、取組に係る数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき効果的・効率的に実施する。
- ② 保険料の納付督促業務及び免除等勧奨業務について、達成目標を明確にして外部委託を行い、適切な進捗管理を実施する。
- ③ 強制徴収については、関係法令に基づき、適切に実施するとともに、徴収が困難な事案については、本部と年金事務所の連携を密にして、早期に滞納の解消を図り、保険料収入の確保に努める。さらに、必要に応じ、国税庁に委任する仕組みを適切に活用する。また、強制徴収の実施体制等を踏まえながら督促の範囲の拡大を図る。
- ④ 口座振替の勧奨及び広報を実施し、口座振替の利用促進を図る。口座振替実施率について、中期目標期間中、毎年度の口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保することを目指す。
- ⑤ コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる保険料納付を周知し、その利用促進を図る。これらの納付件数について、中期目標期間中、毎年度の合計数が前年度の当該件数以上の水準を確保することを目指す。
- ⑥ 所得情報の取得や年金制度の周知に係る協力等、市区町村やハローワークや各種団体と連携・協力して取組を進める。

(注) 下線は当省が付した。

② 日本年金機構 平成 29 年度計画（平成 29 年 3 月 31 日）（抜粋）

平成 29 年度の業務運営について、日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）第 35 条の規定に基づき、日本年金機構の年度計画を次のとおり定める。

I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 国民年金の適用・収納対策

(1) 国民年金の適用促進対策

① 確実な適用の実施

住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した 20 歳、34 歳及び 44 歳到達者に対する届出勧奨及び届出がない場合の資格取得等の手続等を確実に実施する。

また、被保険者種別変更の届出がない場合の資格取得等の手続の迅速化を図る。

② 関係機関との連携・協力

転職者等の被保険者種別変更の届出について、事業主説明会等における周知、市区町村やハローワークとの連携に努め、適正な届出を促進する。

③ (略)

(2) 国民年金保険料収納対策

(行動計画の策定等)

① 行動計画の策定

未納者の年金受給権を確保するため、納付月数の確保を図りつつ、国民年金の納付率の向上に向けた機構全体及び年金事務所ごとに平成 29 年度行動計画を策定し、収納対策を効果的・効率的に推進する。

なお、行動計画の策定に当たっては、最終納付率 70%を達成することを目指し、機構全体として、

ア 平成 29 年度分保険料の現年度納付率については、行動計画に基づき、効果的・効率的に推進し、少なくとも前年度実績から 1.0 ポイント以上の伸び幅を確保すること。

イ 平成 28 年度分保険料の平成 29 年度末における納付率については、平成 28 年度末から少なくとも 4.0 ポイント以上の伸び幅を確保すること。

ウ 平成 27 年度分保険料の最終納付率については、平成 27 年度の現年度納付率から少なくとも 7.0 ポイント以上の伸び幅を確保すること。

エ 口座振替実施率については、前年度と同等以上の水準を確保すること。

オ コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる納付件数の合計数については、前年度と同等以上の水準を確保することを目標とする。

② 目標の設定及びその達成に向けた進捗管理の徹底

目標達成に向け、厚生労働省と連携を密にするとともに、未納者の属性ごとにきめ細かな対策を講じるなど更なる収納対策の強化を図るため、取組の効果測定結果に基づく計画を策定し、確実に実施するための進捗管理を徹底する。

具体的な P D C A サイクルについては、計画に基づき、以下のとおり行う。

ア 本部において、年度目標を設定し、その目標を確実に達成するために年金事務所でも目標を設定するとともに、行動計画を策定する。

イ 年金事務所は、行動計画に基づき実行するとともに進捗状況を週次で管理する。

ウ 統計及び効果測定により、納付状況や督促効果等について、早期に詳細な情報を把握し、これを活用し本部は、年金事務所の進捗状況、課題等を把握・分析の上、対応策の早期立案に努め、実行する。

(具体的な取組)

① 未納者属性に応じた収納対策

年齢や所得、未納月数等、未納者の属性に応じた収納対策を推進し、納付月数を確保するための徹底した納付督促を行うこととし、基本的に、機構は、納付書及び特別催告状等の送付、一定の所得がありながら長期間滞納している方には強制徴収を確実に実施し、市場化テスト受託事業者は、強制徴収対象者以外の方に対する納付督促を実施する。

なお、所得が低い等の事情により、本来は保険料免除や納付猶予、学生納付特例の対象となり得る方であるにもかかわらず、申請手続きを行っていないために未納状態となっている方について、免除等制度や追納制度について丁寧に説明した上で、免除等申請勧奨を行う。

② 市場化テスト受託事業者との連携・強化

市場化テスト受託事業者と本部及び年金事務所が連携を強化し、納付督促業務について達成目標の実現に向けた取組を実施する。

また、市場化テスト受託事業者の取組が不十分な場合には、督促件数増や接触件数及び約束件数増のため夜間及び土・日・祝日の督促強化などの必要な要請・指導を行うとともに、現状の分析を十分に行い、市場化テスト受託事業の実績向上に効果的な督促方法や進捗管理等の検討を行う。

③ 収納対策重点支援年金事務所の指定

納付率及び強制徴収の実施状況を踏まえ、保険料収納対策の強化が必要な年金事務所等を指定し、本部の指導・支援の下、納付率の向上に取り組む。

④ 強制徴収の着実な実施

一定の所得があり保険料免除や納付猶予、学生納付特例の対象とならない方が、保険料を長期間滞納している場合には、全員を強制徴収対象者と位置付けた上で、所得や納付の状況などを踏まえつつ、最終催告状を確実に送付し、それでも自主的に納付しない方について、滞納処分を実施する。

特に、平成 29 年度においては、控除後所得 300 万円以上かつ未納月数 13 月以上の滞納者（控除後所得 350 万円以上である場合は、未納月数 7 月以上）に督促を実施する。

また、悪質な滞納者にかかる保険料の徴収が困難な事案については、国税庁へ滞納処分等の権限を委任する仕組みを積極的に活用し、厚生年金保険と合わせて前年度以上の件数を委任する。

⑤ 納めやすい環境の整備

コンビニエンスストアやインターネットバンキングによる納付方法について周知に努めるとともに、平成 29 年 4 月から、口座振替のみの扱いであった 2 年前納について、現金及びクレジットカードによる納付を可能としたことや、現金による前納について申し込みの時点から翌年度末までの保険料納付が可能となったことから、これらの新たな納付方法等について広報の充実を図り、利用促進を図る。

また、保険料の納め忘れを防止するため、従来からの口座振替制度及びクレジットカード納付についても周知に努める。

⑥ 市区町村、各種団体との連携・協力

所得情報の取得や年金制度の周知等について、市区町村やハローワーク等各種団体と連携・協力して取組を進める。

⑦ 後納制度及び任意加入制度の利用促進

「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 64 号。以下「事業運営改善法」という。）」に基づく後納制度等について、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 62 号。以下「年金機能強化法」という。）」に基づく受給資格期間の短縮の周知と合わせて市区町村や各種団体と連携・協力して広報を実施するとともに、制度の利用促進を図る対策を講じる。

⑧ （略）

図表 1-⑪ 国民年金保険料収納対策にかかる平成 29 年度行動計画の策定指示（平成 29 年 4 月）
（抜粋）

指 示

平成 29 年 4 月 21 日

事推指 2017-101

国年指 2017-18

（目的・趣旨）

国民年金保険料収納対策にかかる平成 29 年度行動計画及び適用対策にかかる重点目標の策定並びに報告を地域部、年金事務所及び事務センターに依頼するものです。

（指示の内容）

1 行動計画及び重点目標の策定

年金事務所は、別添 2 を参照の上、別添 3 に基づき平成 29 年度行動計画を策定してください。また、別添 8 に基づき平成 29 年度重点目標を策定してください。

（以下略）

（別添資料）

別添 1 報告期限及び報告先一覧（抜粋）

別添 2 国民年金保険料収納対策にかかる平成 29 年度行動計画（全体版）

別添 3 平成 29 年度国民年金保険料収納対策にかかる行動計画策定手順書

別添 4 平成 29 年度国民年金保険料収納対策にかかる行動計画策定手順書 報告編

別添 5 平成 29 年度行動計画 特別催告状実施スケジュール作成手順

別添 6 国民年金保険料収納対策の手引き～平成 29 年度版～

別添 7 平成 29 年度行動計画 収納対策効果算出手順書

別添 8 平成 29 年度国民年金適用対策にかかる重点目標

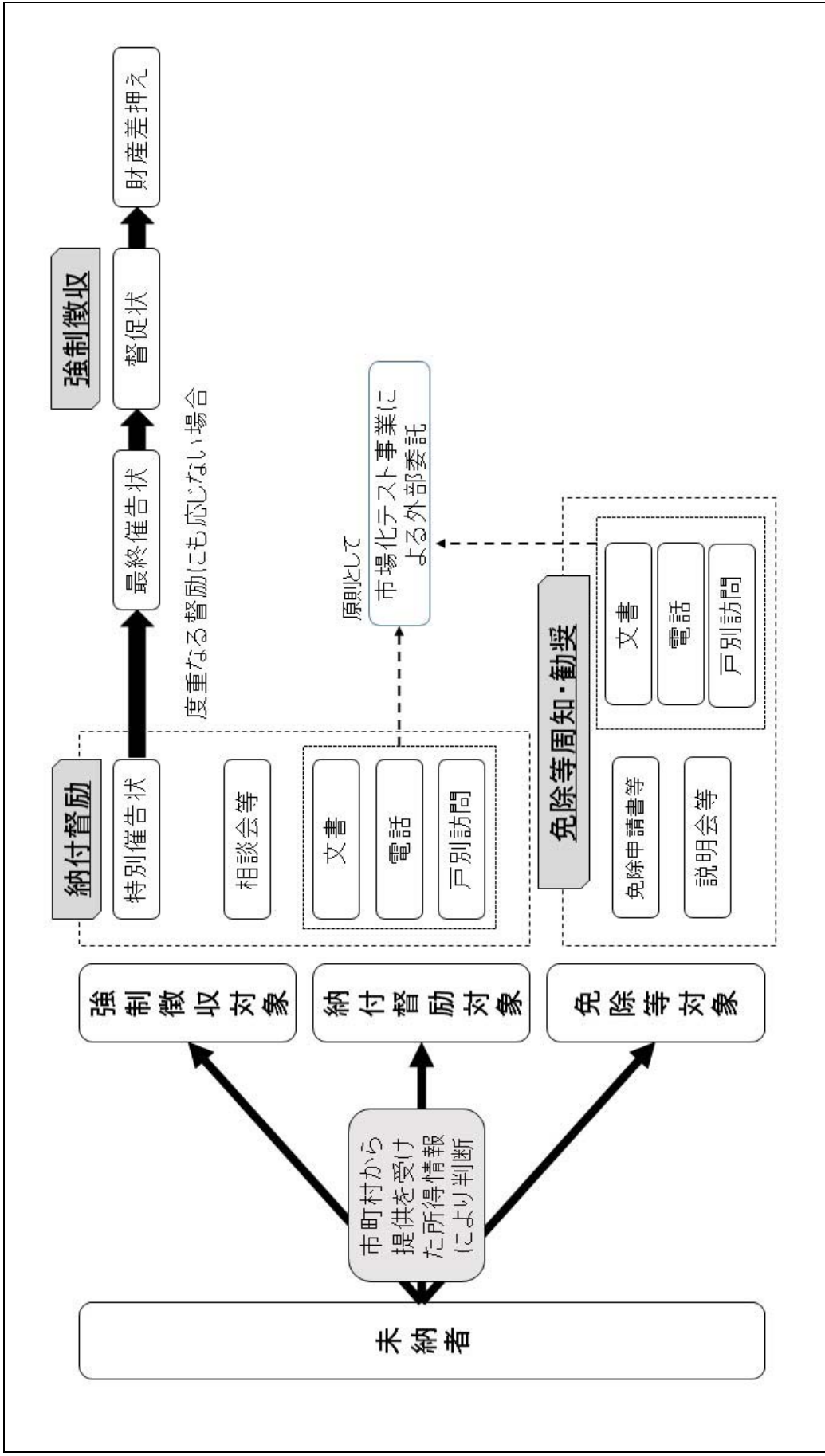
別添 9 平成 29 年度国民年金適用対策にかかる重点目標報告書

別添 10 平成 29 年度国民年金職権適用状況報告書

別添 11 平成 29 年度国民年金保険料収納対策にかかる行動計画最低目標納付率

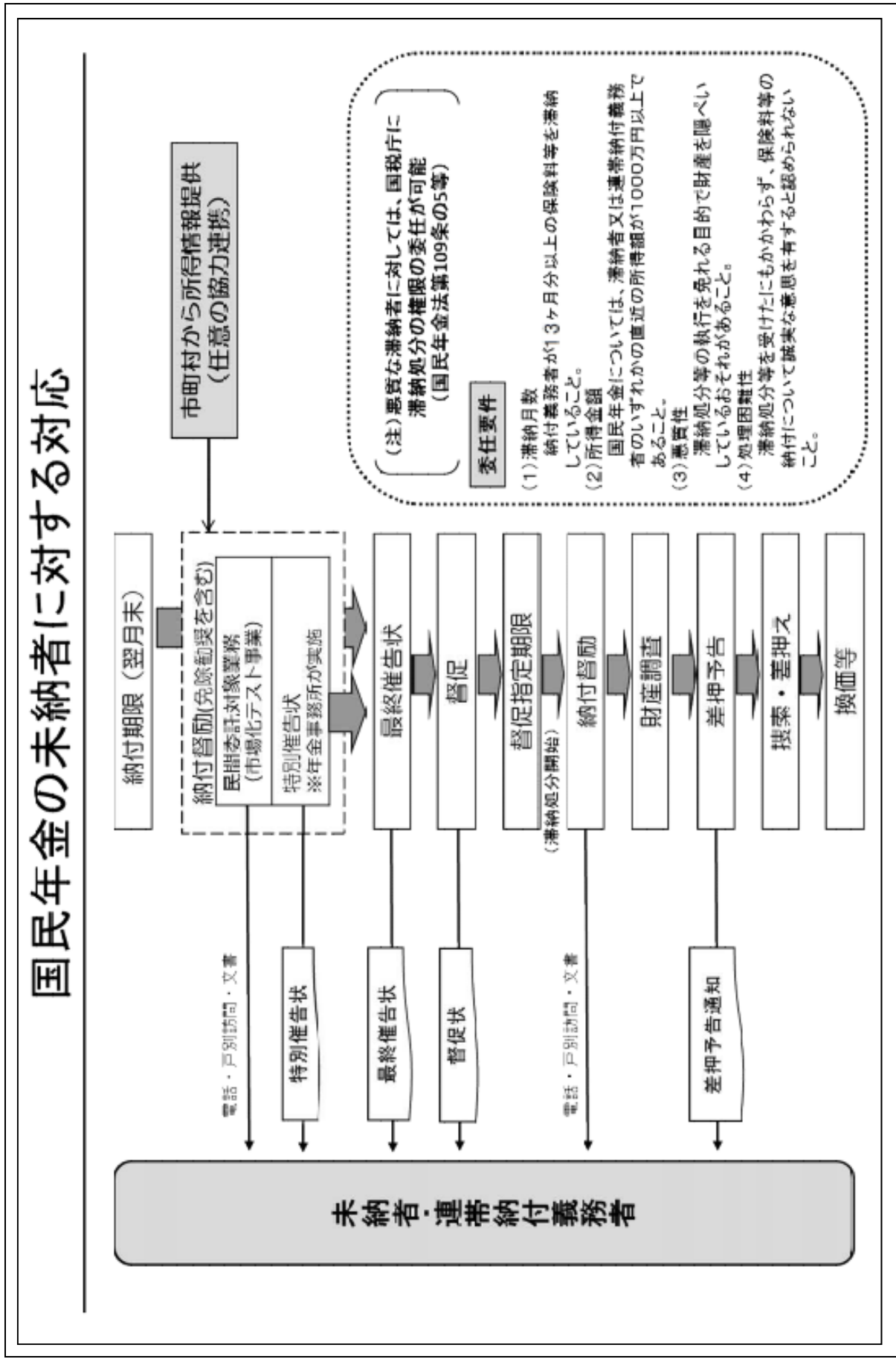
別添 12 平成 29 年度行動計画様式集

図表 1-⑫ 未納者への対応の全体像



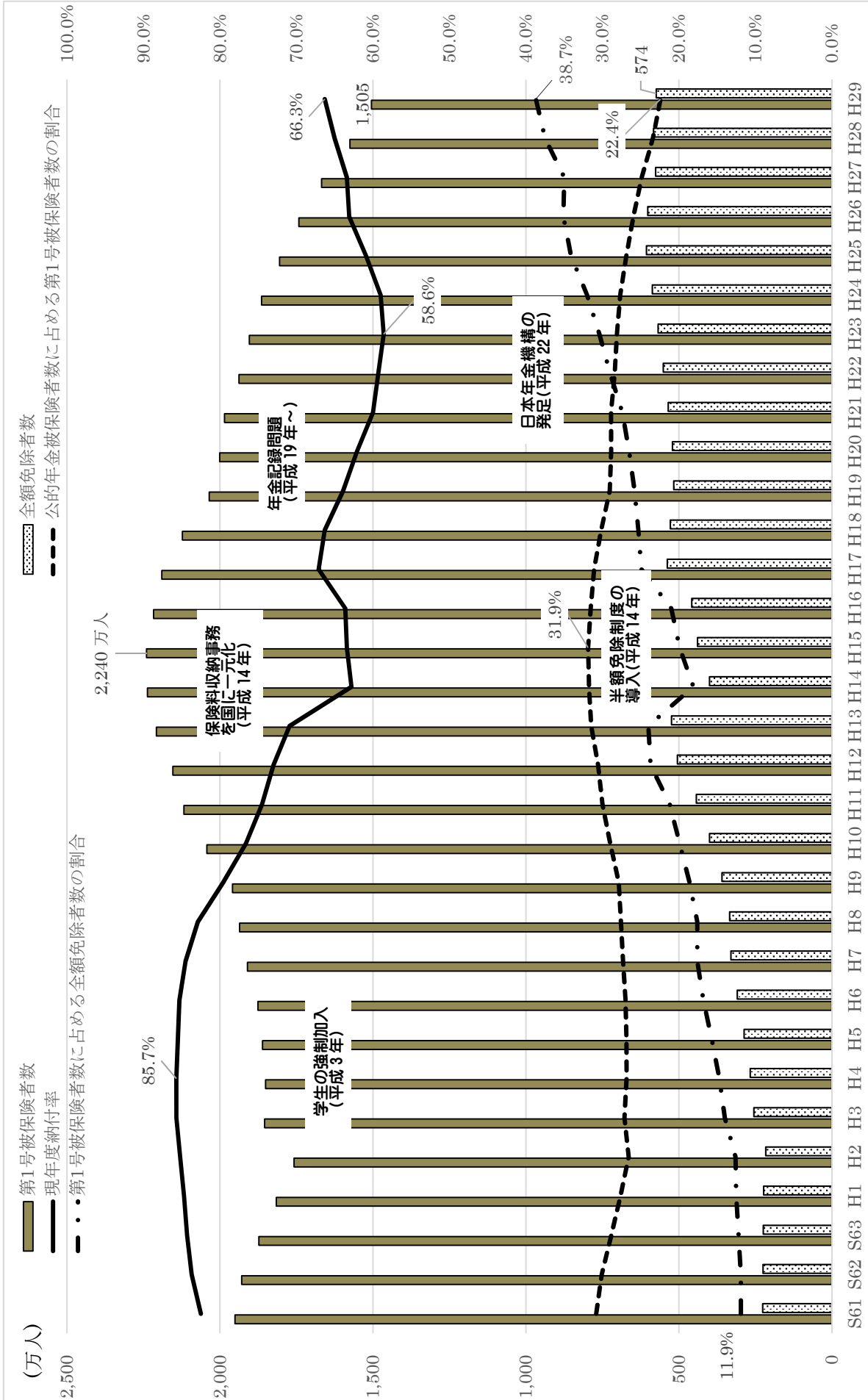
(注) 機構の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1-⑬ 国民年金の未納者に対する対応



(注) 機構の資料による。

図表 1-14 第 1 号被保険者数等の推移



(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1-⑮ 「国民年金被保険者実態調査」(平成 27 年 12 月厚生労働省)の結果(抜粋)

① 保険料を納付しない理由

(未納者全体)

理由	割合
保険料が高く、経済的に支払うのが困難	71.9%
年金制度の将来が不安・信用できない	8.2%
納める保険料に比べ、十分な年金額が受け取れない	5.5%
うっかり忘れていた、後でまとめて払おうと思った	4.0%
厚生労働省・日本年金機構が信用できない	3.4%
これから保険料を納めても加入期間が短く、年金がもらえない	2.8%
すでに、年金を受ける要件を満たしている	1.1%
その他	3.1%

(世帯の総所得金額が 1,000 万円以上の未納者)

理由	割合
保険料が高く、経済的に支払うのが困難	48.8%
年金制度の将来が不安・信用できない	7.0%
納める保険料に比べ、十分な年金額が受け取れない	8.6%
うっかり忘れていた、後でまとめて払おうと思った	16.2%
厚生労働省・日本年金機構が信用できない	10.0%
これから保険料を納めても加入期間が短く、年金がもらえない	1.1%
すでに、年金を受ける要件を満たしている	1.0%
その他	7.3%

② 保険料を納めていないことについての意識

(未納者全体)

意識	割合
もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい	71.0%
制度の意義や有利な点が理解できれば納めるつもり	7.0%
国民年金はあてにしていけないので納める考えはない	6.0%
年金制度や厚生労働省・日本年金機構は信用できないので納める考えはない	5.1%
その他	10.9%

(世帯の総所得金額が 1,000 万円以上の未納者)

意識	割合
もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい	50.4%
制度の意義や有利な点が理解できれば納めるつもり	17.9%
国民年金はあてにしていけないので納める考えはない	5.4%
年金制度や厚生労働省・日本年金機構は信用できないので納める考えはない	8.9%
その他	17.5%

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「割合」は、平成 24 年度及び 25 年度の納付対象月の保険料を全期間納付していない者のうち、当該理由を主たる理由と回答した者の割合である。

図表 1-⑯ 本行政評価・監視の実施期間中に発生した、年金業務の運営に対する信頼性を損ねると考えられる事案の概要

① 振替加算の支給漏れ事案

(事案の概要)

- 加給年金の支給が終了したにもかかわらず、振替加算が支給されていない者が、夫婦いずれかが共済年金を受給している者を中心に発生したもの（本来受給できる振替加算が未支給の者が 10 万 1,324 人（総額約 600 億円）発生）

(注) 夫（妻）の厚生年金保険又は共済組合の加入期間が原則 20 年以上ある場合で、その者に生計を維持されている配偶者がいる場合、一定の年齢に達したとき、夫（妻）の老齢厚生年金又は退職共済年金に加給年金が加算されるが、加給年金は、配偶者が 65 歳に達すると支給終了となるため、その時点で、配偶者の老齢基礎年金に、配偶者の生年月日に応じた額を加算（振替加算）することとされている。

※ 従来から、振替加算が正しく支給されていない事案が散見されており、個別事案ごとに対応していたが、近年増加（平成 22 年度 2 件、28 年度 832 件）したため、総点検を実施した結果、判明したもの

(主な原因)

- 機構と共済組合との間の情報連携が不十分（共済組合のデータベースに加給年金終了情報が収録されていない等）
- 機構における事務処理誤りが発生（システム処理の誤り、処理漏れ等）
- 受給権者からの届出漏れが発生

(注) 妻が先に年金を受給し、夫が後から加給年金を受給した場合、当該加給年金終了時に妻が振替加算対象者である旨の届出が必要とされている。

(当面取られた対応)

- 対象者におわびとお知らせをした上で、その後の年金支給において未払額を支給（時効の援用をせず、過去分に遡って支給）

(再発防止策等)

- 業務フローの見直し（事務処理の改善）を実施
 - ・ 配偶者の加給年金の支給が終了している一方で、振替加算が開始されていない夫婦の事例について、妻が 65 歳になった時点で抽出して確認（今後、機械的に共済情報連携システムに照会できるよう、システムを改修する予定）
 - ・ 受給権者からの届出の不要化
- 機構内に「年金給付適正化プロジェクトチーム」を設置し、以下の総点検を実施（平成 29 年

9月～12月)

- ① 事務処理誤りの総点検（同様の構造的問題（事務処理誤りの発生要因が事務処理手順やシステムに起因するもの等）がないか等を点検）
 - ・ 同様の構造的問題は見付からなかったが、今後も、毎年の事務処理誤りの年次公表に併せ、前年度1年間の誤り報告について点検・分析を実施予定
- ② 「お客様の声」の総点検（どのような苦情が多いかの分析等）
- ③ 年金給付システムで処理ができない場合等に出力される個別リストの全種類点検
 - ・ 平成32年度までに段階的にリスト出力を削減することとし、あわせて、リスト処理に関するマニュアルを順次整備

② 扶養親族等申告書等の業務委託に起因して源泉徴収税額を正しく反映できなかった事案

（事案の概要）

- 年金受給者の所得税について、本来額より多く又は少なく源泉徴収したため、当該受給者に誤った年金額を支給した事案が多数発生したもの（平成30年2月の年金支給において、源泉徴収額が本来より多かった者が約10万4,000人（総額約20.1億円）、源泉徴収額が本来より少なかった者が約4万5,000人（総額約0.8億円）発生）

（主な原因）

- 年金受給者から提出された「平成29年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の入力処理を民間事業者に委託していたが、当該事業者において、一部の申告書に係る入力漏れ・入力誤りが発生
- 機構における当該事業者に対する監督や納品検査等が不十分
（注）なお、当該事業者は、機構との委託契約に反し、機構に無断で海外の関連事業者に当該業務を再委託していた事実も判明

（当面取られた対応）

- 改めて扶養親族等申告書の入力処理を行って正しい年金支給額を算出し、誤って支給した額との差額を、その後の年金支給において精算
- 契約違反を起こした委託業者について、入札参加資格停止等の処置を実施
- 扶養親族等申告書の様式が変更されたことにより、記載内容に不備が多かった者や提出しなかった者が多かったことを踏まえ、これらの者に対してお知らせと分かりやすい様式の申告書を再送し、改めて申告書の提出を依頼

（再発防止策等）

- 機構内に、外部の専門家による「日本年金機構における業務委託の在り方に関する調査委員会」を設置し、業務処理・業務プロセスの最適化（特に、個人情報を取り扱う業務の外部委託の在り方）を検討
 - ・ 平成30年6月に開催された厚生労働省社会保障審議会年金事業管理部会に調査委員会報告書を提出し、公表

○ 機構内にプロジェクトチームを設置し、調査委員会報告書において提言された具体的対応策等について検討

(注) 機構の資料に基づき、当省が作成した。